

2024/04/03 10:20

Re: ご連絡（固定資産税について）

西山様

ご連絡いただきありがとうございます。

お母様の口座は遺産分割未了で凍結されているため

この口座から支払いはできません。

市役所に確認したところ、今後、市役所が代表相続人宛に納付書を送るそうです。代表相続人は西山様になると思われますので、同納付書が届いたら、いったん西山様において立替払い（自分の相続分を超える部分の立替払い）をお願いいたします。

岩永

2024/04/02 11:55

ご連絡（固定資産税について）

西山様

お世話になっております。

諫早市城見町4-6番（地目は雑種地で駐車場利用地）について諫早市から固定資産税の催告書が届きました。

金額は20,080円です。

遺産分割未了のため代表相続人が支払っておく必要があり、西山様が代表相続人として支払い、遺産分割時にこれを清算することとしてはいかがかと考えております。

ご意見をお聞かせください。

長崎市泉の固定資産税については遺言書で辻氏が相続すると指定されていたため辻氏が支払うようです。

なお、相続の件は、預貯金調査を進めているところです。

長崎市中町5-2-3 大久保中町第二ビル2階

弁護士法人岩永・新富法律事務所

弁護士 岩永 隆之

電 話 0 9 5 - 8 2 9 - 2 1 2 0

F A X 0 9 5 - 8 2 9 - 2 1 2 1

E - m a i l iwanaga-ta@ace.ocn.ne.jp

URL <http://www.iwanaga-law.jp/>